



# 委任する権限の範囲を明記する際の文言例

※法律や条例の名称、条名（第○条第○項）、手続行為の種類等を明示し、手続行為（申請・届出・報告等）のうち、どの範囲の権限を委任するのか明確にしてください。

なお、委任状を提出した場合でも、法的責任は法人代表者にありますので御注意ください。

## 例 1. 複数の法令の手続行為について委任①（手続の種類で限定した場合）

「水質汚濁防止法に規定する全ての届出」と「神奈川県生活環境の保全等に関する条例に規定する全ての申請・届出・報告」を対象とした文言例

「水質汚濁防止法に基づく届出、並びに神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく申請、届出及び報告に関する一切の権限を委任します。」

## 例 2. 複数の法令の手続行為について委任②（施設の種類で限定した場合）

「水質汚濁防止法に規定する特定施設に係る全ての届出」と「騒音規制法に規定する特定施設に係る全ての届出」を対象とした文言例

「水質汚濁防止法に基づく特定施設に係る届出、及び騒音規制法に基づく特定施設に係る届出に関する一切の権限を委任します。」

## 例 3. 1つの法令の手続行為について委任①（事業所の種類で限定した場合）

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例に規定する指定事業所に係る全ての申請・届出・報告」を対象とした文言例

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所に係る申請、届出及び報告に関する一切の権限を委任します。」

## 例 4. 1つの法令の手続行為について委任②（条名で限定した場合）

「水質汚濁防止法第 5 条第 1 項、第 7 条、第 10 条に規定する届出」を対象とした文言例

「水質汚濁防止法第 5 条第 1 項、第 7 条及び第 10 条に基づく届出に関する一切の権限を委任します。」